帳簿の備え付け

次に掲げる排出事業者は、その廃棄物の処理について必要事項を記載した帳簿を備え、１年ごとにまとめて、その後５年間事業場ごとに保存しなければなりません。ただし、他者に処理を委託した場合を除きます。

帳簿を備えることが必要な排出事業者

法律第１２条第１３項、法律第１２条の２第１４項

1　産業廃棄物処理施設（法律第１５条施設）を設置している排出事業者

2　産業廃棄物処理施設（法律第１５条施設）以外の焼却施設を設置している排出事業者

3　産業廃棄物を生じる事業場の外において自ら処分又は再生を行う排出事業者

4　特別管理産業廃棄物を生じる排出事業者

帳簿の記載事項

法律第１２条第１３項、法律第１２条の２第１４項

表７　帳簿の記載事項

		1 産業廃棄物処理施設を設置している排出事業者	2 産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している排出事業者	3 産業廃棄物を生じる事業場の外において自ら処分又は再生を行う排出事業者	4 特別管理産業廃棄物を生じる排出事業者
運搬	①当該（特別管理）産業廃棄物が発生した事業場の名称及び所在地	－	－	○	○
	②運搬年月日	－	－	○	○
	③運搬方法、運搬先ごとの運搬量	－	－	○	○
	④積替え又は保管を行う場合はその場所ごとの搬出量	－	－	○	○
処分	❶当該（特別管理）産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地	－	－	○	○
	❷処分年月日	○	○	○	○
	❸処分方法ごとの処分量	○	○	○	○
	❹処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	○	○	○	○